

会議録
令和7年第1回更別村議会定例会
第2日（令和7年3月12日）

◎議事日程（第2日）

第 1 会議録署名議員指名の件

第 2 発議第 1 号 更別村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
制定の件

第 3 村政に関する一般質問

◎出席議員（8名）

議長	8 番	織 田 忠 司	副議長	7 番	高 木 修 一
	1 番	太 田 綱 基		2 番	安 村 敏 博
	3 番	斎 藤 憲		4 番	尾 立 要 子
	5 番	小 谷 文 子		6 番	荻 原 正

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村 長	西 山 猛	副 村 長	大 野 仁
教 育 長	宝 輪 祐 子	代表監査委員	笠 原 幸 宏
総 務 課 長	末 田 晃 啓	総 務 課 参 事	小 寺 誠
企画政策課長	本 内 秀 明	企 画 政 策 課 参 事	今 野 雅 裕
産 業 課 長	高 橋 祐 二	住民生活課長 会 計 管 理 者	小野寺 達 弥
建設水道課長	石 川 亮	保健福祉課長	新 関 保
子育て応援 課 長	酒 井 智 寛	診療所事務長	岡 田 昌 展
教育委員会 教 育 次 長	伊 東 秀 行	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	小 林 浩 二
農業委員会 事 務 局 長	川 上 祐 明		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 敬 貴	書 記	山 角 竹 志
書 記	村 田 弘 治		

(午前 10 時 00 分開議)

◎開議宣告

○議長 ただいまの出席議員は 8 名であります。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員指名の件

○議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において 1 番、太田さん、2 番、安村さんを指名いたします。

◎日程第 2 発議第 1 号

○議長 日程第 2、発議第 1 号 更別村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1 番、太田さん。

○1 番太田議員 発議第 1 号 更別村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

1 の理由といたしまして、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号。以下「刑法等整理法」という。）の施行に伴い、関係する条文を改めるとともに、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号。以下「デジタル社会基本法」という。）の改正に伴う条項の改正、並びに所要の文言整理を行うため、この条例を制定するものであります。

2 の要旨といたしまして、（1）、自由刑のうち懲役及び禁錮（「禁錮」を含む。以下同じ。）が廃止され、拘禁刑に一本化されることに伴い、刑法等整理法第 147 条により、条例に定めることのできる罰則について規定している地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 3 項も改正されることから、当該罰則に関する規定を改めるものであります。

（2）、デジタル社会基本法の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正により、引用する条項を改めるものであります。

（3）、その他、関連条文の改正並びに法令との整合を図るため字句を改めるものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。初めに、定義について規定する第2条第10項中、現行「第2条第8項」を改正後「第2条第9項」に改めるものでございます。

次に、利用及び提供の制限について規定する第12条第5項中「及び第29条」を削除し、同項表中、次のページをお開きください。右の欄の下から5行目、括弧内「第2条第9項」を「第2条第10項」に改めるものでございます。

次に、個人情報ファイル簿の作成及び公表について規定する第17条第2項第1号アの「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、同じく「その他」を「又は」に改めるものでございます。

次に、開示請求権について規定する第18条第1項中「議会の保有する」を削除し、次のページをお開きください。同条第2項中、括弧内「この章において」及び次の行の括弧内「この章及び第48条において」を削除するものでございます。

次に、訂正請求権について規定する第31条第2項中、括弧内「この章及び第48条において」、訂正請求の手続を規定する第32条第3項中、括弧内「この章において」、利用停止請求権を規定する第38条第1項中、括弧内「この章において」、同条第2項中、括弧内「この章及び第48条において」、利用停止請求の手続を規定する第39条、次のページをお開きください。第3項中、括弧内「この章において」をそれぞれ削除するものでございます。

次に、審査会への諮問について規定する第45条につきましては、第1項で開示決定等や開示請求等に係る不作為について審査請求があったときは、議長は更別村情報公開・個人情報保護審査会に諮問することを定めていますが、第2項の次に第3項「審査会は、審査会条例に規定する所掌事務のほか、第1項の規定による議長の諮問に応じ、審査会条例に定めるところにより、審査請求に係る調査審議を行い、議長に答申する。」を加え、審査会の役割を規定するものでございます。

次に、適用除外について規定する第47条第1項中「第4章」を「前章」に改め、開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等について規定する第48条第1項の3行目、「保有個人情報の特定」の後に「に資する情報の提供」を加えるものでございます。

次に、個人情報の適正な取扱いの確保について規定する第50条につきましては、第1項で議長は個人情報の適正な取扱い確保のため専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要なときには審査会に諮問できることを定めていますが、第1項の次に第2項「審査会は、前項の諮問に応じ、調査審議する。」を加え、審査会の役割を規定するものでございます。

次のページをお開きください。第53条から第55条は、刑法等の改正に伴う改正であります。第53条中8行目「懲役」を「拘禁刑」に、同じく第54条中3行目「懲役」を「拘禁刑」に、同じく第55条中3行目「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

附則といたしまして、第1項は施行期日でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第53条から第55条の規定については、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行するものでございます。

次に、経過措置としまして、第2項において条例の施行する前にした行為の処罰については、なお従前の例によるものでございます。

第3項において、条例の施行中に行った行為に対して、ほかの条例等に規定する「なお、従前の例による」などの経過措置により、当該罰則規定を適用する場合において、改正前の刑法に規定する懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とし、同じく改正前の刑法に規定する拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする読替規定を定めるものでございます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから発議第1号 更別村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 村政に関する一般質問

○議長 長 日程第3、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

2番、安村さん。

○2番安村議員 それでは、議長の許可をいただき、通告に基づきご質問させていただきたいというふうに思います。

まず、第1点目でございますけれども、義務教育施設、小中学校体育館の猛暑対策改善の必要性について教育長に真意をお伺いさせていただきたいというふうに思いますので、何とぞ前向きなご回答をいただけるようお願い申し上げ、本文に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

昨年は、義務教育施設、小中学校等にエアコンが設置され、教育環境の改善が図られたことは大変評価されます。各教室等の利用実態に鑑みますと、さらなる改善の余地が残っていますが、とりわけ体育館の再整備の必要性であります。所管事務調査において、全学

年が利用する体育館の猛暑対策が機能していない実態が把握されました。課題については、既に報告書で記載済みでございますが、再整備を講ずるべきであると認識し、早急なる対策を講ずるべくご提案しますが、教育委員会としての現状認識について見解を求めます。

課題の重要性は、昨年12月、更別中央中学校3年生による議会訪問時の代表者によるお礼の言葉の中に、体育館の猛暑対策の必要性について、ぜひとも議会の議員の皆さんにご協力をいただき、改善願いたいとの言葉がございました。大変重い言葉でございます。児童生徒にとって、猛暑日には体育等でのグラウンド利用制限がなされますので、必然的に体育館の利用が増えることになります。加えて、お昼休み等の時間にも利用されることでしょう。そのようなことから、体育館の猛暑対策の改善は必須と考えますが、早急なる対策を講ずる考えはないのでしょうか。予算的課題という回答も承知いたしますが、文科省は昨年12月に体育館空調設備に特別交付金を創設いたしました。交付金要件については、多少ハードルが高い面もございますが、小中学校体育館は災害避難所となっていますので、対応の一事案として検討できるのではないのでしょうか。仮にその他の方策があるとするならば、早急に実行に向け検討しなければなりません。

小中学校体育館の猛暑対策は避けて通れないことから、この状態から一刻も早く脱却すべく検討並びに改善に向けた対策についての考え方をお伺いさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議 長 宝輪教育長。

○教 育 長 安村議員からの小中学校体育館の猛暑対策改善の必要性についてのご質問に対しお答え申し上げます。

近年、全国的に気温が高い日が続き、熱中症による被害が多く発生しております。令和5年度におきましては、十勝管内で体育祭の練習中などで生徒が熱中症の症状を訴え、救急搬送される事態も発生し、8月には伊達市の女子児童が熱中症で亡くなるという大変悲しい事故が発生しております。

更別村におきましても、令和5年度は5月から9月末までの期間において30度以上の真夏日が延べ23日あり、夏休み明けである8月24日から2日間、村内小中学校及び更別幼稚園を臨時休校措置としました。また、令和6年度に関しましては、真夏日が延べ10日と前年度ほどではなかったにしても、7月の平均気温が例年を上回るなど、引き続き猛暑対策は必要であると考えております。

小中学校の猛暑対策ですが、令和5年10月の臨時議会において小中学校の普通教室、職員室及び校長室にエアコン設置工事に係る補正予算を計上し、令和6年7月より稼働しております。そのほか、令和6年度当初予算において体育館利用時にクールゾーンを設けることを目的として、気化熱冷風機を各学校に1台ずつ導入いたしました。体育館全体を冷やすことはできないこと、大型のため稼働音が大きいこと、それから空気を冷やすための水の処理に手間がかかるなどの問題点があることは認識しております。夏場の各学校における気化熱冷風機の使用については、体育館使用前に大型サーキュレーターとして、

その中の暑い空気を外に出すとか、また使用中に大型扇風機として活用しているということをお伺いしております。

今回安村議員のお示しのとおり、学校施設が災害時に避難所としての役割を果たす場合があります。令和6年9月1日現在の全国での学校体育館等における空調設置率は約2割、道内は約5%と低い状況となっております。それを受けて、令和6年12月、これは安村議員がおっしゃったとおりなのですが、文科省から学校体育館は子どもたちの学習、生活の場であり、かつ避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図るため、空調設備整備臨時特別交付金が創設されました。対象施設は、公立の小学校、中学校、義務教育学校等で避難所に指定されており、断熱性が確保されている屋内の運動場の空調設備の新設及び関連工事に対して算定対象の2分の1が交付されるものです。

本村の小中学校体育館においては、この交付金の補助要件を満たしており、この交付金を活用していくことが可能です。また、この交付金は令和15年まで対象期間というふうになっております。教育委員会といたしまして、猛暑対策の体育館の空調設備、エアコンの設置につきましては、そのほかいろいろ予定をしております大型の事業も控えておりまして、学校施設の改修等も含め、村の財政状況も考慮しながら、このエアコンの導入時期を今後検討したいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 2番、安村さん。

○2番安村議員 内容的な説明をお伺いしました。

非常に選択肢としての難しさはあると思うのですが、これについてはもう結論から申し上げますと、やっぱり児童生徒の健康管理、命に関わる問題だという押さえ方をまずしっかり捉えてほしい、そういう形で捉えてほしいということがあります。確かに今説明のありました中で、設置はしているけれども、私どもも所管調査で実態についての現地調査をしっかりさせていただきました。その中で、やはり担当、教頭なり管理職並びに施設管理の関係の方々の話をお伺いすると、この大型サーキュレーターというか、非常に使えないという。よろしいですか。使えないのだという結論に至っているということが私は今回一般質問している、その課題解決に向けての課題だということで申し上げているところです。なぜかといいますと、やはり今説明ありましたように、音が大きいとか、そういうものも含めてと言いますけれども、冷風の機能が全く機能していない。逆に邪魔になっているという。いわゆる熱をただ循環させているだけであって、冷風機能が全く機能していないということ自体がもう問題であるという捉え方をしっかりしていただきたい。そのための対策は、改善対策はしっかり図るべきではないかなというふうに私は思いますし、また現地調査の中でそういう認識をしたところでございます。

実際において、教育委員会として今教育長がご回答いただいたように、予算措置の関係もある、大型事業のプロジェクトも持っている、それは十分承知しています。けれども、基本的にやっぱり児童生徒プラス緊急避難の施設になっているよ。そういうものを考えた

とき、いま一度もう一步踏み込んだ対策を検討していただかないと、これいつまでたっても児童生徒だけの課題だというふうに捉えられてしまうと、やっぱり児童生徒が我慢をするということになりかねないのです。そこは、ぜひとも改善を図っていただきたいというふうに思っています。

事の重要性というのは、私どもが議会として所管調査をしたという分だけにとどまらず、いわゆる教育委員の会議を毎月実施しているわけです。その中での会議の中でしっかりと議案提案しているのかよということです。僕は、議事録見させていただいています。学校運営だとかいろんな面の議論はされていますけれども、提案説明はされていますけれども、やっぱりそういう重要なことというのは教育委員さんを通じた中の巻き込んだ形の対策を打っていただくというのは、僕はこれが基本原則でないかなというふうに思っています。ちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういうふうに思っております。実際は、そのような内容について、教育委員さんと協議しているのかどうかという部分、いま一度私は再度確認させていただきたいというのが1点でございます。

学校施設の関係の体育館については、文科省の交付金ということで、期間も長くなった、補助率も3分の1から2分の1になった、今回の。ですけれども、ハードルが高い。具体的に言うと、断熱工事からいろんなものをしていかなければならないという部分がある。非常に金銭面的に負担が多くなるという形になると思います。

その他の方法としてと、私冒頭で申し上げましたけれども、たまたま今回の部分でいろんな部分で調べさせていただいての一考察としてのご提案というか、説明をまずさせていただきたいと思います。令和6年11月5日に、これは資料なのですが、第1回総合教育会議という会議が開催されておりまして、全国の中の、いわゆる学校関係の学校教育課総務施設班がまとめた部分で、空調に関するまとめということで提案、提言しております。その中の内容というのは、体育館の空調導入についてという形の報告書でございます。多分インターネットで検索すれば出てきますので、内容等は省略というか、まとめさせていただきますけれども、この中でいろんな検討しております。全国的な部分を含めているような検討をされておりまして、その検討結果の内容についての、いわゆる自治体通信にも、これは先進地事例として紹介されておりますけれども、全国約700以上の自治体が導入している空調設備の導入経過についての内容について検討した、という説明でございます。その中でどういうものが一番効率的で、なおかつ効果があって、コスト提言が図れるかという部分の一考察としての事例が明確に示されております。これは、個人的な部分ありますけれども、いわゆる改修も含めてということでなくて、冷暖房を取り込むという最小限の対策についてという提案が一番ベストであるという報告書の内容になっております。既に大阪だとか、ほかの数々の小学校の体育館あるいは中学校の体育館に導入されているという実績もあるということで、これは個人的メーカーの名称にもなるかもしれませんが、それがスポットエアコンという、いわゆるエアコンがスポット的に、全体を冷やすのではなくて、活動している部分をスポット的に冷気を送ってという。体育館全体を空調する

のではなくて、活動しているところに集中して冷気を送るという対策のエアコンでございます。これは、スポットエアコンといって、スポットバズーカとも呼ばれているのですけれども、その方策が一番効果的だということで、3つのメリットということで、強い冷風で活動領域が空調できるというメリット。それと、2つ目には、必要出力の削減からインシヤルコスト、ランニングコストが抑えられるメリット。3つ目が断熱改修工事等を行わないので、工期が短期間で済むというメリットがあるという。これは、いわゆる教育班でするので、学校の教育班として実例として出した事例でございます。

この工事費においてですけれども、今価格も高騰していますから、この部分が本当に、令和6年ですから、もう近々ですから、そんなにコスト的にどうなのかという部分あるのですけれども、一応目安として体育館1棟当たりおおむね4,000万円ぐらいの工事費になるということであります。ですが、内容的に見ると、最終的な一般財源としての負担率ももう出ております。詳細が出ております。最終的に一般財源負担が1,000万円程度。その内容については、いろんな対策ありますけれども、緊急避難場所だということもあって、国の補助事業はないのですけれども、基本的には緊急防災・減災事業ということの対策費を何とかお願いして工面してもらおう。これは、補助率といいますか、事業の費用に対しておおむね70%程度の事業費の補助があるということでございますので、それらを引くと70%以上ですから、大体試算としては1,000万円ちょっとで済むということでございますので、そういうものも含めて、やっぱり早急に検討していかなければならないというのは、これはもう必須ではないかなというふうに思うのですけれども、こういうものを参考にした部分も提言もさせていただきましたけれども、最後やっぱり対策についての、実施に向けての在り方論と、いつまで結論を出していくかというのも明確に示していかなければならないのでないかなと思っていますので、いま一度その点、ちょっとぼやけている部分もありますけれども、実直なご説明、回答をいただければありがたいと思います。

○議 長 宝輪教育長。

○教 育 長 中学校3年生が議会訪問したときに、子どもたちの大変強い思いということで、それを受けて、特に今回お話をされていらっしゃるかと思うのですが、子どもたちの放った言葉というのは大事にしていかなければいけないのかなというふうに思っております。

ただ、一方体育館のエアコンに関してなのですが、十勝管内の状況、小中学校ですね、調べてみたのですけれども、十勝管内の、今小中学校の体育館にエアコンがついているところはあるかということなのですが、これはどこも今のところはないです。唯一更別が気化熱冷風機を入れているということで、一步先行っているというような、そんなような判断もされているところなのですが、ではほかの小中学校の体育館は何をしているかというと、直径1メートルから1.5メートルの扇風機ありますよね。大きな扇風機、大型の扇風機を体育館に入れて、暖かいですけれども、風を出しているというようなことになっているそうです。

あと、エアコンが入っている体育館って十勝管内に私が知っている中では2つだけなのですが、1つがよつ葉アリーナの体育館、それから大谷高校の体育館、両方とも本当に近々に申請されたものになるかと思うのですが、今こんなような状況になっております。

確かに助成金が出ますので、令和15年度までは。もしその状況が許せば、そのようなことにも取り組んでいきたいなと思っているのですが、私は先に各学校においては、普通教室は、また特別支援学級の教室は入ったのですが、実は特別教室はまだ入っておりません。校長先生方ともお話をさせていただいているのですが、確かに体育館に入れていただくのは本当に大変ありがたいと。ただ、もし優先度ということで学校として出させてもらえるのであるならば、理科室とか音楽室とか図工室とか、どうしてもその教室ではないとできない授業とかというのがありますので、やっぱりそこが猛暑で使えないというのはすごく教育課程を進めていく上で残念な状況になっているということがありますので、そのことをお伺いして、今教育委員会としては特別教室のエアコンの設置から考えて、その後体育館というふうに考えられないかなというふうに私のほうでは思っています。

特別教室ですと、更別村は保健室とかは入っているのです。あと、パソコン室とかというのが入ってまして、18%の教室に入っております。北海道の小中学校も大体同じぐらいなのです。ただ、全国の小中学校でいくと、67%の特別教室にエアコンが設置されているという実情があります。十勝管内でいうと、実は隣の中札内と広尾は100%、特別教室にエアコンが設置されているというような状況になっております。

適切な教育課程を進めていくという観点でいくと、まずは特別教室のほうを設置していきたいなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議 長 教育長、先ほど安村さんの質問の中で教育委員会での協議がどうなっているのですかという話があったので。

○教 育 長 教育委員会ですね。

○議 長 その答弁をお願いします。

○教 育 長 すみません。

教育委員会の中では、たびたび話題になっております。各教室にエアコンを機動的に入れてもらったという部分につきましては、子どもたちの安全を早急に考えて入れてもらったのはすごくありがたかったという話も出ておりますし、ただやっぱり体育館の気化熱冷風機については、あまり機能していないみたいだねというようなところまでは話はしているのですが、ではその後どうしていくかというところについては、まだ話が及んでいないところですので、ぜひこの後、実際にやっぱり現場を見るというのがすごく大事だと思いますので、暑くなったときの現場、それから先ほど安村さんからご提案をいただきましたスポットクーラー、一応、気化熱冷風機もスポットクーラーという形では入れたのですが、もっと違う効率のよいスポットクーラーがあるということもありますので、その辺も研究させていただいて、どういう形で体育館にエアコンを入れていくのがいいのか、時期も含めて検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上、答弁いたします。

○議長　長　２番、安村さん。

○２番安村議員　なかなか、質問内容と少し変わった回答をいただきまして、非常に困惑しております。

私は、あくまでも中学３年生が言ったということだけでなく、重いのは、やっぱり所管調査で行ったときに、実態として機能していないということの現実を私たちは見たというか、きちっと認識したということです。残念だったのは、今教育長がご回答の中で申し上げたのですけれども、とりあえず現地を調査したいという。僕は、そういう回答は残念でした。基本的には、やっぱり議会の所管調査で実施している、どうなのかという疑問というか、全体的なものを含めてという部分の一環として見たときに、これ不都合あるよねという、報告書にもう書いているわけですよ、実際に。これは、もう議長宛てに報告書を出していますけれども、本議会できちっと委員長が読み上げているわけですから、それはもう皆さんも出ているわけですから、それはもう周知しているはずですよ。にもかかわらず、やっぱり現地をまずもう一度見てみてというのは、私としては失礼な言い方けれども、言葉尻を取るわけではないのですけれども、残念な気がしました。やっぱりつけたら、現況がどうなるかという部分はいち早く確認すべきだというふうに思います。それであれば、つけてしまってからいいのではないかということではないのです。ですから、こういうニアミスが起きるのです、逆に。実態的にどうなのかという部分も現状やっぱりきちっと踏まえて、除湿もできない、湿度も上がる、冷風も効かない。現実ですよ、これ。話として聞いてきたのは。各学校の実情を聞いたときに、冷風はまず来ない、熱風になって湿度は高い、音は大きい。この現実を見たときに、スポット的にやりましたということ自体がどうなのかと。プラスアルファで考えたときに、補助事業もあるよと考えた中で避難用地だよ、避難施設だよという部分が加わってという話を私はさせていただいて、それに対する対応はどうかのですか。だから、導入に向けての一つの一考察としては文科省が出している補助事業がありますよね。だけれども、基本的には高いですよ。コスト高になりますよね。なかなか前へ進めることができませんよね。だったら、スポットエアコンという。途中でつけて、キュービクル、一部変えれば適用できるようなシステムらしいのですけれども、そんなにお金がかかるということないのですけれども、そういうシステムがある。なおかついろんな減災だとかそういう災害に向けての対策費も含めて言えば、１か所当たり１,０００万円程度でできるのだったら、早急に検討、実施できるのではないかなということでご質問をさせていただいているわけです。

なぜかという、昨日の教育指針の方針の中で、いわゆる健康づくり、これは私が拡大解釈し過ぎているのかもしれないけれども、やっぱり体力づくりも含めてという一文がございました。一般行政報告の中でも上更別福祉館の、緊急避難用地だからということでエアコンつけるよ。大きさがどうのこうのじゃなくて、そういう分を踏まえて上更別福祉館にエアコンを導入しますよという内容の指針、方針の説明もありました。それらを考えると、

やっぱり早急に検討し、前向きに。確かに施設の関係の部分はあるから、優先順位は優先順位として、やっぱり体育館をどうしていくかという部分、いま一度やっぱり考えるという対応を図っていただきたいとか、ぜひとも実施していただきたいということで再度ご提案申し上げますけれども、ご回答いただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議 長 宝輪教育長。

○教 育 長 申し訳ありません。産業文教委員のほうで調査をしていただいて、その内容につきましては確認をしておりますし、いろんな問題があるということを十分認知をしているところなのですが、それぞれ教育委員会の中でも現地に行って、個々にはどうかなみたいなことで行ってはいるのですが、やはりきちんとした形でその現場を見てくるというのがまた大事かなというふうに思いまして、今回そのような話をさせていただきました。決して、つけたから終わりということで、その状況を全く見ていなかったということではございませんので。

あと、体育館に関わりましては、いろんな状況から、本当になるべく早く体育館のほうへの措置を講じてほしいというような安村議員のお話です。私もできれば、本当に状況が許せば、そのようにしていきたいなとは思っているのですが、本当に財政の状況、それからこれから教育委員会はいろんな大規模の事業を進めていかなければならないということもありますので、そんなことも考慮に入れながら、この体育館のエアコンについては考えていきたいなというふうに思っております。

以上、答弁いたします。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 申し訳ないです。

回答云々くんぬんでなくて、教育長、やっぱり財源の問題もあるから、答えづらいというのもあるのは十分承知しています。

だけれども、やっぱり有利な部分があるのであれば、早急に検討に入って、やります、検討します、検討しますでなくて、一步でも進めるという前向きな姿勢とか、それを示して、なおかつ実施するという部分を強く出していかないと、私はできなくなってしまうと思うので、その点は回答しづらいかもしれないけれども、村の一般財源も含めてという部分あるかもしれないけれども、これは何とかできるうちは何とかなければならない。何とかかなります、はっきり言って。言っておきますけれども、財源は何とかなりますよ。だから、提言しているのです。だから、しっかりそこは村の執行機関と協議しながら、いち早く実施できるようにお願いしたいということで、終わりたいと思います。

続きまして、ご質問をさせていただきます。

今回につきましては、村長にお伺いさせていただきたいと思うのですが、酪農・畜産経営における飼料等高騰への経営支援を講ずる必要性についてお伺いさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

令和6年度農業粗生産額はJ A数値として150億円を超えるとの発表があり、農業者のたゆまぬ努力に敬意を表したいというふうに思っております。一方、生産資材費、燃油等の高騰が今なお続き、農業者の実質可処分所得は減少し、経営実態はかなり厳しい現況にあります。令和6年12月末組合員勘定集計結果から、労働賃金、農薬費、素畜費、借入金返済などは、計画、いわゆる組勘の計画に対して100%を超えて支出されているというような状況であり、まさに諸資材高騰の影響をまともに受けた組合員勘定結果となりました。特に生乳の生産実績は、搾乳休止者が出る中、何とか確保されましたが、諸資材費用の高騰による影響は甚大で素畜費では計画比117%となり、極めて厳しい経営が強いられています。加えて、過年度借り入れたセーフティーネットの償還もあることから、さらなる経営への圧迫が生じているような状況でございます。

令和5年6月定例会一般質問でもご提案させていただきましたが、生産資材等高騰対策の必要性について、J A関係機関との協議において実施すべくとの回答を踏まえ、以後J Aとの協議はどのようになっているのか、どのような対策を講ずることが効果的であるのか等、検討経緯についてお伺いをさせていただきたいと思っております。また、J Aとの協議という建前論において、J Aは経済団体で年ごとの経営収支に基づき、決算剰余金処分において対策が講じられることが原則となっております。その実態で見ると、令和4年度決算での剰余金処分では、前回具体的数値でお示しさせていただいておりますが、特別対策として1億4,000万円、これは附帯説明させてください。前回も説明しておりますけれども、これは酪農・畜産対策にかかわらず、飼料の高騰も含めてということで、全体的な畑作農家も含めてということでの還元ということで1億4,000万円ということで附帯説明をさせていただきます。そういうふうにご理解ください。還元し、令和5年度決算でも事業分量配当として、これは酪農関係です。飼料供給、生乳生産量に対して4,300万円を還元してございます。J Aとの足並みをそろえるとの見解であるならば、ここは村の基幹産業維持継続のためにもぜひ村は英断をもって酪農・畜産経営支援を講ずるべきだと考えます。対策においては、飼料高騰対策として耕作面積10アール当たりの面積支援であるとか、和牛飼育、生乳生産量確保、維持対策として1頭当たりへの定額支援対策を講ずるなど、いろんな部分があると思いますけれども、実施、対応についての村長の考えをお伺いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 質問にお答えする前に、先ほどの議会議員さんにおける所轄調査については、私ども理事者を含めて大変重く毎回受け止めておりますので、速やかに対処せよということの提言であるということを思っておりますので、その辺はしっかりと受け止めておりますので、よろしくお願いいたします。

安村議員さんの酪農・畜産経営における飼料等高騰への経営支援を講ずる必要性についてのご質問にお答えをいたします。

ロシアのウクライナ侵攻による穀物流通量の減少、歴史的な円安による影響、さらには

中国での畜産物消費が拡大していることから、飼料需要が旺盛になり、飼料価格の高騰が続いております。さらに、配合飼料価格が高止まりする中で配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和する配合飼料価格安定制度も現在は発動されていない状況であります。また、物価高の影響により、牛肉の消費が低迷するとともに、子牛の販売価格についてもなかなか回復しない状況にあります。このように営農資材の高騰や畜産収入の減少に伴い、酪農・畜産経営は議員のおっしゃるとおり厳しい状況が続いているところであります。令和5年6月には、JAと協調した酪農飼料価格高騰対策事業を予算化させていただき、酪農家等に対し1頭当たり1,500円の支援を行ったところであります。また、JAさらべつにおいては独自の取組として酪農・畜産生産組合員への事業分量配当による特別配当の還元を実施されております。このような飼料価格の高騰が続く状況ではありますが、村では従前より自給飼料率向上対策として自力草地更新事業に取り組み、良質飼料の確保に支援をしてきております。令和6年度につきましても、この厳しい状況の中、従来どおりJAとの協調支援を基本に、JAと村内の農業需要について確認、協議を行い、必要に応じた支援策の対応について調整をまいっております。

このような中、1月には北海道から独自対策として酪農・肉用牛経営体質強化緊急支援事業、2つ目に配合飼料等緊急支援事業の支援策が打ち出されました。経営コストの削減などに取り組む経営体に飼養頭数の規模に応じた定額支援や配合飼料価格安定制度に加入している畜産農家に対して当該制度の生産者積立金を支援することになっております。また、2月にはホクレンと乳業メーカーとで交渉する乳製品の乳価が引き上げられ、6月からにはなりますが、平均乳価、プール乳価で5円程度の引上げも報道されており、管内の関係者からは一定の評価の声も聞かれるところであります。

このような北海道からの支援策や原料乳価の変化がある中、効果的な支援策とするためには、議員がおっしゃる面積支援、頭数当たりの定額支援など、効果的な算定方法について検討することが必要であるというふうに考えております。取り急ぎ物価高騰への対策としては、全村民に対して更別生活応援クーポン券を配付することとして、1月には議員の皆様にご挨拶し予算としてご提案、承認をいただいております。今準備にかかっております。今後の情勢も踏まえて、酪農・畜産経営における飼料等高騰への経営支援につきましても、改めて調査検討を進めているところでございますが、今後必要な対策を早急に図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 ただいまご回答いただきました。

酪農・畜産対策の支援という部分の方針の中では、やっぱり村長というか、村との共通認識ができていけるのかなという部分は一定度あるということで私は理解し、安心をさせていただきます。

ただ、昨年の6月に私一般質問した内容で気になっているのは、確かに今ご説明にあり

ましたように、1頭当たり1,500円の対応を図ったということでございますけれども、基本的にはやっぱりJAは1年遅れの、その年の決算ですから、翌年の報告になって剰余金処分も特別対策もという。独特のというか、なかなか中間で支援できないという要素はあるのですけれども、そういう部分を勘案すれば、やっぱりJAとしては4年度の決算の内容を5年で支給したということが今村長がご説明いただきました1頭当たり1,500円のというふうに私は置き換えることができるのでないかなというふうに思っています。

では、その後の対応は何なのかと言われたときに、実質的にはJAは令和5年度の決算で乳価に対して0.3円なり七百何十万円の特別対策を打っている。その他飼料云々くんぬん、積み上げれば切りがないのですけれども、最低限の特別対策は打っているという形になっております。

JAに対して大変失礼な言い方だけれども、酪農単体の事業を見れば、村長も多分JAの決算書お持ちだと思うのですけれども、単体の経営収支から見たら、申し訳ないけれども、本当に経営できるような状況の部分ではないのだけれども、やっぱりそこは農協の事業としての在り方論ということで、多くの畑作農家もあり、酪農、畜産もありという中で、これは別紙に部門別の載っていますから、御覧いただければ分かるのですけれども、にもかかわらず、やっぱり対策を講じているということが、これはやっぱり重いのです。重いというか、やっぱりその思いというか、そのウエートの重さではなくて、気持ちの重さというのをきちっと酌んで、協議をしています、協議をしていますというのではなくて、最大の方策というのであれば、やっぱり僕は令和5年度の決算における対応という部分で、結局、悪いけれども、対策を1年間やっていないとは言わないけれども、ないがしろにしてきたわけだから、農協は肅々と村にやりますよ、やりますよという提案をしないまでも、組合員のためにどうすべきかということで特別対策を打っているわけですから、そこは協議する、しないという、その実態を十分踏まえた中で強調すべきでないかというのが私の持論です。それを分かってくれないと、いつまでたってもJAと協議しますよ、折半しますよ、JAと一緒にやりますよという部分の文言を使うのであれば、やっぱりそれは村として言っていることを実施していないという評価にならざるを得ない。これは、私は強く思っています。そこは、やっぱりきちっと村と行政執行としての対応を図っていただきたい。

まして、確かに乳代だ云々くんぬん、いろんな部分でご説明いただきました。各論の説明になっているかどうかはそれぞれの聞いている方の判断でありますので、私は多くは語りたくはないと思うのですけれども、実態的に見ると、今回、村長も私も同じような時期に出ていますので、村長は村長になっていますので、その時期から見ると、確かに酪農・畜産戸数、ご存じだと思うのですけれども、なったときは40戸ちょっとの搾乳農家があって、今31戸です。和牛飼育農家さんは、30戸あったのが今19戸です。なおかつ、今聞き及んで確認させていただいていますが、残念ながらもう一戸休止するという話も聞いております。

そういうことを鑑みると、やっぱりこれは何なのだと。実際に声をお聞きした部分もあるのですけれども、それは少数意見ですので、参考になるかどうかは別にして、やっぱりもうやめようと。黒毛和牛なんかはできないと。仕上げていく日、特に今和牛の育成で飼っていただいて、他府県で肥育して売る方法と、ほとんど更別はそういう方法なのですから、少数なのですから、肥育と言って、いわゆる肉まで作り上げて、その肉を供給するという農家もいらっしゃる。いわゆる肥育になってしまうと購入飼料費が高くて、全然収支が、もう収支出せと言っても出せないという実態の現実も私は直接お伺いさせていただきます。

乳代も、これからプール計算で5円上がると言っていましたけれども、ちょっと参考程度に。長くなりますが、ごめんね。いわゆる今の乳代を考えると、この決算書、皆さん配付されていると思うのですけれども、基本的には令和6年12月末、いわゆる事業年度が違いますから、令和5年12月の乳代から翌年の11月までの乳代の、これは集計でありますけれども、1キロ当たり116円93銭になっています、乳代自体は。では、その前の話になってしまうと、100円そこそこで、実質的には17円上がっているのです、ここ10年ぐらいで。なおかつ5円上げますと言っているのです。ところが、前も申し上げたけれども、乳飼比であるのです。いわゆる北海道酪農畜産協会が出している、乳代に対してどれだけの飼料を与えたら、経営コストの関係でどこまで与えられるのだという試算式があるのです。その中で、実質的には北海道は自給飼料率が高いという前提を踏まえて、乳代と飼料費を対比したときに、おおむね20%から30%が適正な投与価格だよというふうに示されている。ところが、私は去年6月に質問させていただいたときに、この乳飼比が残念ながら55%程度になっている。これって、やっぱり経営できないような状況になる。乳代上がりましたよね。上がりました。緩和されました。だから、村長の説明にもありましたように、それは評価されます。では、その分の乳飼比が幾らになっているかというと、令和6年の実態では47.4%、改善はされています。改善はされていますけれども、基本的にはまかたするような、はっきり言って数字になっていません。今具体的に言いますけれども、おおむね更別村の1頭当たりの乳量が1万1,000キロです。これは、乳検の発表数字でございます。決算の中では1万1,700キロになっています。それを勘案していったら、乳代掛けていただくと、乳代というか、そのやつを305日、いわゆる100%搾れないですので、305日というのは、これは一応実測日数の割り算の定数になっています。それを割り返すと、大体1日当たり36キロから38キロの乳量生産になります。よろしいでしょうか。それを、いわゆる116円90銭ぐらいでかけると、大体1日当たりの1頭が4,443円になります。では、1日当たりの給与飼料からいくと、統計上も含めて32キロになります。よろしいですか、32キロ。そうすると、今飼料代が大体100円近くかかっていますので、そうすると3,000円を超えるような費用をかけているという形になります。実質的に4,400円から3,200円引くと、1頭当たり1,200円の、単純に飼料から乳代を引いたら1,200円しかないです。そうすると、その他に光熱費だ、云々くんぬん入れて、施設の償却費、いろんなこと入れて、これって分か

ってほしいのはまかたしないですって。これを継続されて、5円乳代が上がったと仮定しても、では経営継続ができるかいという部分はかなり難しい。

その対策をどうするかというのは、村長も説明ありました。今、道の支援対策、基金の関係のトン800円の生産者積み上げ金の分は補填してあげるよというのはもう決定しています。その他、私まだ手元に資料きちっと来ていないので、正確には言えないですけども、今、飼育、いわゆる頭数に対して、おおむねなのですけども、ごめんなさい。大体100トン以内だとか100トンから200トン以内。べたづけで幾ら幾らというのは、今原案として持っていないです。ただそういう対策は打つということだけは私は理解しているのですけれども、それとてやっぱり100頭、200頭の飼育で、村長、10万円でしたか、20万円でしたか、ぐらいですよ。1頭当たり幾らかという話です。だから、対策としてはありがたいのだけれども、やっぱりそういう部分の対策というのはしっかりと図るべきだというふうに思いますし、ましてほかの町村がやっているからやれということではなくて、既に2月21日の報道でやりましたけれども、幕別町の、これはどちらかというと酪農・畜産農家への助成金という形で、この原資は国の物価高騰対策費を使うということで、実質的には昨年12月1日現在の肉用牛だとか乳用牛に対して1頭当たり幾ら幾らというふうに載っております。そういうものは、僕は別にまねしなさいということではなくて、そういうものを含めて今冒頭で一般質問させていただきましたけれども、やっぱりそういう対策を図っていただくというのも一つの手法だと思いますし、また足並みをJAとそろえるのだという話であれば、令和6年度の決算これからです、農協自体は。5月20日、基本的には毎年、日曜でない限りは5月20日が通常総会をやって、組合員の承認を得て6月に対策あるいは特別対策の部分が還元されるという仕組みになっております。だから、そういうことを考えると、やっぱり僕は村長がJAと足並みをそろえてやりますよ、対策を打ちますよという、前回もご回答をいただいている中で、僕は一步対策が遅れているというふうに認識していますので、その点の対応をしっかりと図られるよう、また図るよう切望したいというふうに思いますので、いま一度村長の考えも含めてご回答いただければありがたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今非常に詳しい中身で質問をお伺いしました。

私も酪農・畜産関係の実態については、今安村議員さんおっしゃったように、非常に大変厳しい。厳しいと口では言えないような状況でありますので、私のところにも直接お話しに来た方もおりますし、農協の経営相談、あるいは来年度の経営計画ですね、非常に厳しい、計画が立てられないというような状況も勘案されているというのもあって、業態も和牛から畑作のほうに重きを置くとか、そういうような形で転換せざるを得ないというような話も聞いていて、これは前、6月に安村議員さんから質問受けたときから、やっぱり状況としては乳価の若干のあれがありましたけれども、それはもう所得としては全然できていないという状況と、今るる説明がありましたけれども、本当に1頭当たりに換算する

と、これはもう下手すると利益が全くないというよりも、赤字であるというふうなことを私も認識しております。だから、速やかにということをお話ししているのですけれども、ただいたずらに協議を重ねるということではなくて、ずっと話はしています。トップ会談というのですか、トップとも、組合長さんとも何回も話していて、村にできることはしっかりやっていきたいというようなこととお話をしておりますし、協調というのはあくまで基本であります。だから、きっちり、例えば金額を大体半々にしてとか、あるいはいろいろな状況を勘案して、一緒の時期にとか、いろんなことあるのですけれども、私はこの事態は、基本は協調ですけれども、結果的に協調になるかもしれませんけれども、農協さんが5月、6月に特別配当とか、いろんな形ですと思うのです。それに間に合うように、私は5月に臨時会あるというふうに設定を考えておりますので、その時期までに、今、産業課のほうで必死になって計算をしておりますけれども、安村さんがおっしゃったように、面積も加味していくのか、あるいは1頭当たりなのか、給餌トン数によってするのかというのもあるのですけれども、とにかく支援しなければいけないのです。だから、本当に早急にその辺の部分の整理をして、また農協さんとも話をしていますけれども、大体実態把握をしておりますので、どのような支援策をするのがいいか。また、北海道からも酪農・肉用牛経営体質強化のところに内示がありましたので、金額は公にはできませんけれども、ある程度村に出てくる金額も分かりました。それと併せて、配合飼料については、これはメーカーさんのほうに行くというようなことでありますから、直接というようなことはないのですけれども。私としては、道が支援をしました、農協さんがそういう形でやりました、では、村はやっぱりそこに、もう一つ村としての支援をするということです。だから、その3体が一致して、一致ということはありませんけれども、支援をすれば、やはりかなり大きな、金額的には大きなものになるのかどうか分かりませんが、ある程度経営を維持していく。これ以上酪農家を減らすことはできませんから、和牛なども含めてそうですけれども、畜産も含めてそうですけれども、やっぱりここは今、手を打たないと手遅れになりますので、しっかりやっていきたいなというふうに思っていますし、今までの実績についても、令和4年度に1,435万4,000円ですか、それと農協さんが1,485万8,000円、令和5年は少なかったのですけれども、6月補正378万円、JAさんで1,987万円、令和6年度は今検討しているというようなことなのすけれども、この線にのっとった、しっかり算定をして、やっぱり早くしてあげないと困るということです。

それと、これ勝毎さんの資料なのすけれども、全町村の酪農支援、緊急物価高騰の支援の中で、ではこの中で酪農家、畜産支援というのは、新得さん、幕別さん、浦幌さん、足寄さんという形で一覧表にしてあるのですけれども、非常に分かりやすいのですけれども、こういう形で把握をしながら、では村として、これと比べるのではなくて、ということでしたらしっかりやっていかなければいけないなというようなことを思っています。

村長になった10年前と、もう半減しているというような状況で、カーフセンターの設立に当たって、今カーフセンターも大変だということを聞いています。ということで、何と

か支援の方法も考えなければいけないというようなことを思っていますけれども、そういう形で道とか国に対しても動きました。まさに今そういう時期であるなというふうなことを考えておりますので、議員さんおっしゃったとおり、決してその協議が終わってからということではなくて、私は村独自であってもやろうというふうに考えていますので、速やかにその辺の部分のどういう支援でどういう、金額も含めてシビアに考えなければいけませんので、待っていらっしゃる酪農家、畜産農家の方おられますので、早急に対応していきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 村長、本当に力強いというか、希望を持てるようなご回答というか、決意述べていただいて、本当にありがたいというふうに思っております。

対策的にどういうふうに打つかという部分、金額的なものもあるかもしれませんが、やっぱりその部分で今とりあえずできることは、今乗り越えるという分をどうバックアップ、一部でもしてあげるかということの方策しかないのです、ある意味では。3年後、4年後を見据えてなんていう話にならない。今どうするかという近々の課題になっているというのは、それはもうお互いに共通認識していただきたいと思います。

なぜかという、今自給飼料率の話も、村と農協との事業計画の中で自給飼料の更新も含めてということで助成金出しているのですけれども、ご存じのように永年草地というのは毎年更新するわけではない。デントコーンと違って、毎年更新するわけではない。数年に1回のローテーションをしていくという形で、それは希望が多い年もあれば、希望の少ない年もあるだろう。それは、支援していただいていることに対して、私は否定する何物もないのだけれども、そういう実態であって、草地更新だと言っても、円滑に進んでいるのかいと言われたら、なかなか進まない、進んでいないという実態も認識していただきたい。

なぜかという、これは飼養頭数、もうご存じだと思うのですけれども、搾乳頭数が減りつつあるというか、もう減っているのです。私、先ほど言いましたけれども、28年の例を出しているのですけれども、搾乳牛2,850頭いたのです。ところが、5年度、もう2,500頭なのです。戸数も減っているし、搾乳牛も減っている。これから答えが導かれるというのは、なぜかというより更別は大型化が進められないという実態がここで浮き彫りにされているのです。大型化するよと言っても、なかなか酪農の大型化が進んでいないというのも実態です。加えて、草地面積、デントコーンも含め、大体デントコーンが550ヘクタールから600ぐらい、推定でごめんなさいね、面積があるのですけれども。草地面積、28年が2,300ヘクタール、これは農協の資料等見ていただければ実態数字分かりますので、見てください。2,300ヘクタールありました。令和5年、2,157ヘクタールです。140町以上減っています。ですから、私は何を言いたいかというと、自給飼料対策やりますよと言って、もう面積自体が減っている。自給飼料面積自体が減っている。搾乳頭数を減らさざるを得ない。

だから、カーフセンターはいろんな部分で後継牛の対策は十分図っていただいて、それはすごくありがたいことだ。だけれども、経営自体は村長がご答弁いただいたように、かなり厳しいです。購入飼料を与えるということは厳しいです。ですけれども、これらを段階的に積み上げていくと、やっぱり私が提案している面積、支援というのは、必然的にどうすべきかという分をカウントした中で対策が打てるのでないかと。だから、耕作面積に対しての対策を打てないかということを今ご提案申し上げます。

プラス、やっぱり育成牛まで云々くんぬんといったら非常に厳しいので、いわゆる搾乳牛の後継牛、育成牛に対してまで幅を広げればベストなのでしょうけれども、当面搾乳牛の部分でどれだけ加担してあげれるか、支援してあげるかという部分は重く受け止めていただきたいし、算定率は別にしてでも、やっぱり町村の違いはあるかもしれないけれども、それなりの他町村での1頭当たり和牛は2,500円、3,000円だ、搾乳牛は1,500円だという金額的な根拠法を示しているわけですから、自らの対策の中で一生懸命そろばんはじくというのではなくて、そういうものを参照していただきながら、当然村長は対策を打つという明言をしていただいたわけですから、その分についてはやっぱり参照していただきながら、いち早く数字を上げながら、酪農・畜産農家にこの分で間に合わないかもしれないけれども、緊急対策でやるよというだけの誠意と対策の実施をしていただきたいということで、再度お願いしたいと思いますけれども。その点、もうこれだけの、村長、ご答弁いただいたので、もうないかもしれませんが、私はそれも切にお願いしながら質問を終わらせていただきたいと思いますけれども、もし、村長、何かありましたらご答弁をお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 では、お話しさせていただきます。

ここに、先ほど勝毎さんのと言いましたけれども、実によく分かっています、例えば幕別だと肉用牛1頭当たり2,500円とか、浦幌さんもそうですけれども、それぞれ出し方は違うのですけれども、足寄さんも全部入っております。こういうのも参考にしながらしっかりやっていくということでもありますけれども、私の決意は先ほど言ったとおりでありますので、やらなければいけないという認識でありますので、そこは今事務的なことに時間がかかっておりますけれども、先ほど言った草地のことも含めて、面積も大変重要なのだぞというようなご指摘もあったので、その辺も勘案しながら、できるだけ早く議員の皆さんに提案をさせていただきたいというふうに、そして待ち望んでいる酪農・畜産家の皆さんに対する支援をしっかりとしていきたいというふうに、それが村の責任であるというふうに私は自覚しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 ありがとうございます。

逆に言えば、村長が執行方針の中で7ページ、8ページに産業が元気なまちづくりの中

にとうとうと説いていますので、明文化していますので、対策を講じていただきますようお願いし、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長 ここで昼食のため午後 1 時 30 分まで休憩いたします。

午前 11 時 21 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番、荻原さん。

○6 番荻原議員 ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき介護職員等の人材確保や福祉施策等に対する更別村の関わりについて、村長に質問いたします。

全国的な介護職員の不足は、本村においても例外ではなく、それぞれの介護施設における人員の確保は非常に厳しい状況にあります。本村の介護施設は地域密着型として、おおむね利用者の全てが村内出身者であることを考えれば、現在の豊かな更別村をつくり上げてきたご高齢の皆様の介護サービスを低下させることは避けなければならない、村としても村内法人にそれらの問題を任せっきりにすることなく、積極的な関わりを持って問題解決に向けて努めなければ、最悪は介護事業所の閉鎖やさらなる事業規模の縮小につながってしまうおそれがあります。本村のデイサービスにおいては、人員不足から現在では開所日数を週 5 日に縮小しておりますが、これによりまして受入れ人数にも制限がかかり、利用できない家族には多くの介護に関わる負担が生じている現状があります。他町村が運営する介護施設や多くの福祉法人では進んで外国人研修生を採用しておりますが、外国人研修生を受け入れるためには多額の経費が必要となります。若い労働力はこれからも減り続けることは確かであり、人員確保に関わる問題に対し積極的な資金援助や人材育成、インターンシップの導入など、多様な角度からの関わりを持つことが必要であり、義務であると考えことから、村内における老人福祉施設への人員確保に関わる支援及び人員配置に大きな影響を受けると考えられる障害者への人的支援について、現在の取組と今後の対策をどのように考え、村としてどのような関わりを持つのか、村長の考え方についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 荻原議員さんの介護職員等の人材確保や福祉施策等に対する更別村の関わりについてのご質問にお答えをいたします。

国におきましては、介護人材を量と質の両面から確保するため、総合的な介護人材確保対策として、1 つ目には介護職員の処遇改善、2 つ目には多様な人材の確保、育成、3 番目には離職防止、定着促進、生産性の向上、4 番目には介護職の魅力向上、5 番目には外国人材の受入れ環境整備などに取り組んでおります。

村におきましては、更別村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、介護保険

制度を運営する保険者として、医療介護が必要な状態になってもできる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、住まい、介護予防、生活支援を一体的に提供できる体制である地域包括ケアシステムのさらなる進展を目指しております。

村の取組状況についてであります。介護保険計画により計画的に取り進めており、介護保険計画の重点施策の1つ目、介護事業者への支援、介護人材確保や育成、定着、関連事業では新規職員を雇用する事業所に対して新規職員に支給する支援金を助成する事業。2つ目、老人福祉施設等雇用対策事業を平成24年から実施、要介護1、2の特例入居者について、原則入所できる要介護3との介護度におけるサービス、費用の差額が生じるわけですが、これを助成する事業。さらに、地域密着型介護老人福祉施設特例入所支援事業、令和元年から実施をして、事業所で働く介護職員の人数も限られている中で、いざという時のために身近なご近所、ご家族の方に少しでも介護の知識を持っていただくための研修、介護に関する入門的研修を令和5年度から中札内村と共同で実施をしております。

次に、介護保険計画の重点施策の項目の2つ目、介護保険サービスの質と確保の向上、関連事業でありますけれども、所得の低い方に対して経済的な負担を軽減し、末永く在宅サービスを継続できるよう、利用者負担額の3割を償還払いにより村が支給する事業、介護保険サービス利用者負担軽減事業を平成14年から実施をし、村内の介護サービス事業所において働きながらも介護保険福祉費取得へのステップアップを目指すための研修、これ5番目ですね。6番目に、介護職員の初任者研修、介護福祉士実務者研修、認知症介護基礎講座の受講料を助成する事業、更別村介護職員初任者研修等費用助成事業を令和4年から実施をしております。また、令和7年度からですが、介護職員には限りませんが、学生時代に貸与型の奨学金を利用した方が村に定住して就業した際に奨学金の返還を支援する奨学金返還支援事業を実施いたします。

平成12年創設の介護保険制度は、それ以前の老人福祉、老人医療制度による対応には限界があったことから、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みを社会保険方式として創設をされました。従前の制度のサービス提供は、市町村や公的な団体などが中心でしたが、介護保険制度におきましては民間など多様な事業所によるサービス提供へと変わってきており、更別村におきましては平成14年に認知症対応型介護老人福祉施設グループホーム元気の里さらべつが、平成20年には地域密着型介護老人福祉施設コムの里さらべつがそれぞれ社会福祉法人による事業運営を行っていただいております。

人材不足が深刻化している介護サービスの維持のために、これまでも多くの事業に取り組んでまいりましたが、少子高齢化、人口減少の影響は様々な分野において人員不足を招き、非常に厳しい、難しい課題となっており、決め手がない状態です。新たな介護人材の確保はもちろん、離職防止、定着促進の取組が重要となりますので、保険者である村と介護サービスを提供する事業者がそれぞれの役割を果たすため、より一層連携を深めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長　長　6番、荻原さん。

○6番荻原議員　ご答弁ありがとうございます。

更別村も村内の介護職員の確保ですとか、あるいは事業所の運営については、ただいまお聞きしたとおり様々な支援策を展開しているということで理解しております。今後も引き続き積極的な対応をお願いしたいなというふうに思います。

介護人材の育成は、事業所の努力も必要と思われませんが、地域における介護職育成に係る環境整備も必要と私は考えております。ご答弁にもありましたが、現在更別村は中札内村との共催事業として介護に関わる入門的研修を実施しております。今年は、2月18日から21日までの4日間、中札内村で行われましたが、前回は更別村で行われまして、更別は10名、中札内も6名の参加があったというふうにお聞きしております。多くの方々の参加があったということで、大変心強く感じております。

私は、できればこの研修を次につなげる研修にしていきたいと思いますと思っております。例えばこの入門的研修を修了した後に、介護現場の見学ツアーですとか、あるいはデイサービスのボランティア活動、または高齢者施設内でのシーツの交換など、参加者に負担がかからないような、そのような体験をすることも介護人材の育成につながるものと私は考えております。せっかく4日間も介護の入門研修した方などをそこで終了させることは、非常にもったいない話であります。ぜひ村は、介護に関わる人材を確保できるところまで積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

そしてまた、私は村内外の若年層の方々を大切に、村の就業につながる取組も検討していただきたいなというふうに考えております。現在の社会情勢につきましては、先ほども村長がおっしゃいましたけれども、介護業務にかかわらず、どのような職種においてもなかなか求人を出しても応募がないとか、あるいはいろいろな事業を進めたいけれども、人材不足で手がつけられない、あるいは今の事業を維持するだけで精いっぱいというような人材不足の状況にあります。であれば、例えばインターンシップ等の受入れなどを行って、就職前の学生に村の住民を好きになってもらうような、そんなメニューを取り組んでみたり、そのような取組をしながら専門性を高めて村の事業所に努めていただくことも必要な取組になるものと考えております。それは、例えば高齢者のグループホーム実習かもしれませんし、農業実習かもしれません。これから進めなければならない、例えば障害者支援についても、来年度は福祉ホームが建設され、関係者にとって待望の住宅が整備されることになり、就労支援など次なるステップへ力を入れなければならない状況でもあります。更別村の各種業務を担当する役場職員も、最近では若手の職員が増えてきております。精力的に業務にも当たっていただいております。学生が実習中に世代に近い職員が生き生きと働いているところを目の当たりにして、村での暮らしについて実感に基づいたざっくばらんな情報提供を得ることによって将来の人材育成につながるものと確信をしております。何もしないままでは何も進展しません。現在の取組から、さらに踏み込んだ福祉人材

の確保に対する戦略が必要と思われますが、村長はその辺どのように考えておられるか、改めて質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 荻原議員さんの研修のことなのですからけれども、1点目の部分ですからけれども、中札内との合同の研修ということでお話がありました。

実績等、先ほどもお話をしていただきましたが、介護に関する入門的研修、高齢化の進展によって介護サービスのニーズが増加傾向にあるので、働く方の人数も限られておりますけれども、いろんな研修に時間を要したり、費用も要するということがありますので、共同開催ということで、受託者については北海道社会福祉協議会に受託していただいておりますけれども、中札内村と会場、両方で事業を開始しております。4日間ということで、身近なご家庭でのご家族の方で介護が必要になった場合など、いざという時のために、例えば車椅子の押し方、ベッドの介助、介護に関する基本的な知識や技術をまとめる研修、あるいは研修修了者は介護職員初任者研修、生活援助従事者研修課程の一部が免除される、これは議員おっしゃっていたステップアップにつながります。これにつなげていくという趣旨もあります。研修カリキュラムについては、基礎講座、入門講座修了証明書、基礎講座のみというようなことは3時間だけというものもあります。修了証明書を交付するということで、こちらは実績ですけれども、令和5年更別村会場においては14人、中札内村会場については1人ということで、2年間にわたって計15人ということでありました。それから、ステップアップということもあるのですけれども、続いて初任者研修の費用、あるいは実務者研修というのも行っております。これは、趣旨としては介護サービスに係る雇用の確保、従事者の資質の向上、介護サービスの安定的な供給を図るため、初任者研修の受講に要する費用について助成金を交付するということで、助成対象者については法人、雇用関係にある方、そことですね、受講料を負担し、その支払いを完了しているということで、初任者研修については5万円、実務者研修については介護等の実務経験を3年以上有する者が介護福祉士の受験資格を取得するための研修、これに10万円を支給すると。認知症介護基礎研修、これには3,000円を支給するということで、2つ法人があるわけですが、初任者研修については地域密着型の法人に対しては5万円の方が3名、10万円の方が2名、認知症介護基礎コースの方が4名、計9名で31万4,000円を助成しております。もう一つは、認知症型の上更別にあるところですが、これについては実務者研修が1名で10万円、認知症の介護基礎が5名で1万5,000円、計11万5,000円ということで、両方合わせて15名の方が実務者研修、初任者研修を受けておりました、42万9,000円を支給することになっています。議員ご指摘のとおり、研修についてはよりステップアップをした部分に行くためには、その費用も助成をするということでもありますので、そこをしっかりとこれからも人材確保のためにやっていきたいなというふうに思っております。

2つ目の若年層、これ本当に大切だと思います。インターンシップということで、学生に来てもらってというようなこともありますし、今盛んにいろんな、高校からいろんな形

で行われております。できる限り、本当に将来介護福祉士の免許を取りたいとか、介護施設に勤めたいという子どもたちもいますので、そういう専門性を高めていく部分についてのインターンシップのメニューも必要なのかなというようなことを思いますし、これは事業者である法人の方とも、あるいは担当である保健福祉課、あるいは関係する部署でしっかりとこれについては検討させていただきたいなというようなことも思っております。

障害者支援について、3つ目ありましたけれども、役場職員等々、インターンシップやったら若い子が来るわけですがけれども、年齢近い子もいますし、本当に今学校を卒業して、養護学校とかいろんな学校を卒業して、住むところは確保しました。来年から、今年建築して、何とか間に合うことはなかったのですけれども、準備することができて、一番肝腎なのは就労支援がB型あるのですけれども、やっぱりA型ですね。自立して働いて、生活できるだけのお給料をもらえるような、そういう働く場所をつくるというのが根本的な解決策でありますので、そのところをしっかりとやっていかなければいけないと思います。議員ご指摘のとおり、何もしなければ何も進みませんということで、いろんなサービスをしていますけれども、これだけでは私は足りないと思っておりますので、ぜひ計画に基づいてやっていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とします。

○議長 長 荻原さん。

○6番荻原議員 ご答弁ありがとうございます。

15名の方のステップアップの研修の件、あるいはインターンシップについても今後検討していくというお話でございました。いずれにしても、今後の人材確保の方針につきましては、ぜひスピード感を持って進めていただきたいなというふうに思っております。

ただ、私が一番恐れているという部分につきましては、今なのです。現状。今介護現場においては、人材が足りないというような状況があります。将来的なことを考えて、インターンシップを導入して人材を育成して呼び込む、それはもう当然なのですけれども、その前に今も現在足りないということなものですから、現状について質問させてもらいたいと思うのですが、事業所の、今何とかやりくりをしていますけれども、この現状が少しでもバランスが壊れてしまうと、ひょっとしたら……ひょっとしたらではないですね。本当に鬼気迫る部分で事業の規模が縮小されたり、あるいは最悪事業所の閉鎖というおそれがあります。そういうことを考えた中で、これからは村内の高齢者が増え続ける中、本来であれば事業を拡大して大きくしなければならぬところ、現状では今の状況を維持することで精いっぱいになっていくというのが状況であります。村としても、そのような状況を理解して早期に取り組むべき対策を早急に考えなければならないというように考えております。

先ほど申し上げましたけれども、現在介護職にかかわらず、国内の様々な職種において人手不足が問題視されております。当然給与を上げて、勤務環境を向上させても人が集まらないのは、やはりもともと国内の就業人口が減少しているというところに起因してい

るのであれば、その労働力を海外に求めるのは、これは必然であるというふうに私は思っております。広尾町は、お聞きしたところ、町営の老人福祉施設における介護職員の不足、こちらと同じ状況なのですけれども、その不足に対して令和5年度から外国人研修生の確保に向けた取組を進めたそうです。その結果、今年度からミャンマーから2名の介護職員を確保したということで説明を受けました。その方々は、N4の日本語の能力ですね、N4というレベルがあって、通訳の必要なくて、古い教員住宅を改修した住宅に2人で住まれて、日夜勉強に励んでいるということで、周囲からの評判も非常によく、職場でも大きな戦力になっているというお話を聞きました。しかしながら、この2人を確保する過程では、様々な多額な経費が必要とされまして、仲介業者との協議も必要であったとのお話もいただいております。村内にも外国人研修生が勤務する事業所があります。私の母親もお世話になりましたけれども、全然問題なく介護支援をしていただきました。他町村の対応状況を見ても、外国人研修生の確保は普通に人材を確保するための一つの手段となっており、これからも村もこの点に一つ視点を置かなければならないというふうに考えております。

そして、本村には外国人雇用対策事業という支援制度がありますが、これは他の業種も包括した事業となっておりまして、この事業の利用実績のなかった村内の福祉事業所に確認しましたところ、担当者はそういう制度があるのを知らなかったということでもあります。本当に経営が厳しい中でその制度を知らなかったということは非常に致命的といえますか、村が一生懸命支援しているにもかかわらず知らなかった。これは、非常に問題だというふうに思います。今後は、そのようなことがないように、やはり福祉事業に関わる支援策については、関係者にきちんと伝わるような福祉施策として制度改正等の対応を求めたいというふうに思っております。村は、先ほど村長から説明がありましており、介護施設に対して様々な支援対策をしております。介護施設側からも感謝の言葉を聞いております。しかしながら、これまでお話ししてきたとおり、人材確保については事業所だけの努力では解決できない部分もあることから、他町村のような外国人研修生確保に向けた新たな支援策を含めた速効性のある対応を検討する必要があると思われませんが、その点に係る村長のお考えをお聞きたいと思います。

併せて、障害者福祉についても次年度いよいよ福祉ホームの建設が始まります。以前、私が去年の3月ですけれども、一般質問したときに村長はやっとここまで来たというふうにおっしゃっておいりました。そして、障害者支援策としてご家族が安心できるように、まずは住むところを確保し、次は自立するときに伴走できる人が必要であるということでお話いただきました。要するに、人的支援の必要性についてもお話しされているということだと思います。そして、障害者を持つ家族が最も期待する見守りについてですけれども、こちらについても法的な規制があるグループホームとは違う施設であることから、きちんと意見を集約して、村民が納得する施設にしたいという説明がございました。これらの説明内容を集約すると、やはりこれから始まる障害者支援に対しましても、これに関わる人

材確保が急務と思われます。昨年のご答弁から、障害者支援に関係する人的な検討事項や、あるいは関係機関との意見集約について、新たにご説明いただける内容があれば、併せてご答弁いただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 まず、1番目の現状をどう把握しているかという問題ですけれども、上更のほうは時間的な部分で行けないこともあるのですけれども、行事とかは顔を出すようにしています。ただ、こちらのほうについては、人員不足とか、非常に課題があるのだというようにいろんな方からお聞きしていますので、働いている方からも施設の法人の方からも聞いていますので、何回か話し合いもするのですけれども、現場当事者が一番詳しいのですけれども、私も何回か足を運んでいます。本当に空調が壊れたときには、職員が扇風機を持ち入れて、室温が30度近くですか、そして身動きができないお年寄りが寝たままというような状況で、コロナの支援金があったわけですけれども、まず動けないというお年寄りの方の命が危ないということで、最優先として、それで小学校のところは遅れてしまったのですけれども、そのところを最優先で空調施設を本格的に変えたということだったのですけれども、あと働いている方に実際に聞いたり、あるいは運営している法人の方にも話を聞きに行っております。やっぱり人材不足で大変だと。募集しても来てくれないし、すぐに辞められてしまう。デイサービスは、本当に人材が確保できないというようなところから縮小ということだったのですけれども、これ無理かもしれないという話が最初あって、何とかやっていたかないと、それをサービスを待っている方もたくさんいるということで、よろしくお願いいたしますということもあったのですけれども、そういうようなところを聞いて、やっぱりそこはしっかりしなければいけないということと、やっぱり自分としては、上更も更別も含めてですけれども、なくなったら、本当にこのお年寄りの人たちはどうになってしまうのかということは自分自身はかなり深刻に考えています。だから、今の時点での人材不足とか、いろんな支援はしています。介護度がなかなか、変な話ですけれども、軽い方は入れるようにしてありますけれども、そうすると法人に落ちる、そういうような介護の関係の費用の関係もだんだん、だんだん薄くなって、それはもう見ていられないということで、その差額を村から支給するということで支給をしておりますし、やはり今の現状を打破しないと、どここのところもそうなのですけれども、介護人材、必要な人というのは今215万人から240万人、272万人ということで、介護を必要とする方に必要な人材が全く足りていないというような状況で、これから先もどんどん、どんどん差が開いていくわけですよ。だから、そういうところは現状として私も深刻に受けておりますし、しっかり対応していくということにしたいなというふうに思っています。

外国人の方、最近多いですし、上更にいた方は本当に何がうれしかったって、生まれた国の民族衣装を着て成人式に参加してくれたのです。その方は、うちから市内のほうに移って社会福祉士の免許取ったのです。そして、定住権も取ったのです。だから、やっぱりそこは更別としても貢献はできているのかなというようなことを思いますけれども、ずっ

と更別にいてほしかったのですけれども、なかなかそういうわけにも事業所の関係でいかなないので、やはり外国の方の待遇もしっかりやっていかなければいけないというようなことで、私もびっくりしたのですけれども、外国人の事業所なのですけれども、雇用したら、いわゆる7万円が12か月、初任者が支給されるというのは、私は活用していると思っておりまして、それが更別の場合、知らなかったということは大変申し訳ない。心から謝りたいと思います。大変申し訳ありませんでした。やっぱり周知も徹底しながら、このほかに例えば初任者ということで、介護事業所に新規職員を採用した場合については、この7万円のほかに一月当たり1万円、36か月、36万円を支給しております。これまでに、平成24年から6年までの13年間で更別の法人に対しては11人。ただし、やっぱり外国人がゼロでした。360万円。そして、上更のほうでは19名、581万円。外国人がその中で6名で163万円です。計30名の方に、最初のあれですけれども、初任者で介護施設に入った場合については941万円、今もこれは続いておりますので。そのほかに、そこと7万円を合わせていただくと、かなり待遇改善になるのかなというようなことで、外国人の方も前は議会で承認していただきましたけれども、外国人にも適用してくださいということで、商工会と外国人の雇用の話があって、それも同じように出してくれというようなことで、それはごもっともですということで、5年間、雇用した日から6か月以内に更別村に転入する見込みのある外国人、在留期間の更新により5年以上の在留を認める中期在留者を正規雇用した事業所には、雇用された方の給料月額の2分の1、上限は7万円、雇い入れた月から12か月助成をするということで、これもずっとしております。介護施設の場合は、その1万円と7万円も活用していただければ、それでいいと思うのですけれども、そのことについて周知がされていなかったということについては大変申し訳なく思っております。いろんな関係者の方、東京出張とか多いのですけれども、実際に法人の方と空港でお会いすることもあります。やっぱり海外まで行っておられます。そして、ベトナムであるとかミャンマーであるとか、実際に法人の方も事業所の方もしっかり動いて外国に行って雇用をしてくるという道筋をつけていく。せっかく来てもらった外国人の方の7万円と初任の1万円、そして研修も含めていろんな助成をしているわけですが、そこを使っていたいて、そして何とか定着して離職を防止したいなというようなことも考えております。

あと、障害者、福祉ホームのことだと思うのですけれども、これにつきましては足寄を、残念ながらグループホームの体ではありませんので、支援ハウスは今24時間に1名体制、サッチャル館は火金3名体制、福祉ホームは一応管理人という形で現在のところ、これも自立支援会議で協議をされているということで当事者の方とも話し合っているということですが、平日、朝食、夕食、土日祝日は勤務はなしということだったので、これについてもいろいろと入居者が決まっていく段階の中でいろいろと不足する分があれば検討していければいいのかなと思いますけれども、今のところは管理人という形で配置はなしと。夜間とか、そういうようなことは今考えておるところであります。これが流動的でありますので、また人員不足、あるいはそういうものが必要となった場合につい

ては積極的に検討していきたいなというようなことを思っております。

おっしゃるとおり、人材確保についてはお金の面だけではなくて、ありとあらゆる面で必要ということになってきますので、そこはしっかりと現状も把握しつつ、そして課題も見えていますので、法人の方に本当にしっかり村でやっていただいていますので、そのことをできるだけ支援できるような形で村としても応援していきたいというふうに思っております。

以上、答弁いたします。

○6番荻原議員 ありがとうございます。

いずれにしても、福祉事業に関わる人材確保というのは非常に緊急な問題なものですから、ぜひとも早め早めの協議を進めていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 では、議長の許可をいただきましたので、通告書に基づいて男女共同参画基本計画について村長に質問いたします。

平成11年法律第78号として男女共同参画社会基本法が平成13年1月6日、経過年数が分かるために西暦で申し上げますと、2001年1月6日、今から24年前ということになります。24年が経過しておりますが、この法律ではその第14条に男女共同参画基本計画というものを定めるといこと、都道府県に対しては義務づけられておりまして、市町村に対して努力義務として規定されております。

道内での市町村の対応は、実は大きく立ち遅れまして、法律施行から10年以上経過した、全部西暦で申し上げますが、2012年、今から13年前、その4月時点で、全国で見ると14の府県では既に策定自治体の割合が9割を超えていたのに、道内ではその時点で計画策定の自治体は39、割合でいうと21.8%でした。しかし、その後かなり策定の自治体増加しまして、これは担当しているのは道の環境生活部くらし安全局道民生活課ということになりますが、ここが昨年3月に公表した資料では、一昨年4月時点での策定率の場合は男女共同参画あるいは助成に関する計画を単独で計画作成しているところと総合計画の一部として策定しているところを合わせているわけですが、これが113ある。さらに、その時点で9市町が策定に向けて検討中と。道内179の自治体の中でかなりの割合になっています。十勝管内では、策定がかなり進んでおりまして、この時点で計画のなかった自治体は5町村のみで、その5町村のうち清水町は昨年3月に計画策定をしております。幕別町は、計画案へのパブリックコメントを1月に実施しておりますので、つい2か月前に。間もなく正式に策定されることと思います。そうなりますと、管内でこの男女平等、道のほうのは男女平等という言葉を使っています。国の法律では男女共同ですね。平等参画か共同参画。男女平等参画あるいは共同参画に関する計画を策定する動きがないのが本村と大樹町、広尾町のみとなっております。

大樹町に関して、この場ですので補足させていただきます。不正確なことがあると大変申し訳ないことになりますので。大樹町の総合計画の中には男女共同参画に関する言及が、言葉が出てきますが、具体的な施策の計画は見当たりません。いろいろ調べてみたのですが、幕別町では2年前の3月に一般質問があったとき飯田町長が、総合計画には一応あるけれども、具体的な施策の体系等に関する記載がないと。なので、計画策定というふうに扱われていないのでと言って、それから2年間かけて策定に至っております。なので、現時点で大樹町は策定済みなのか、これからということになるのかは、どのような考え方、その評価の仕方であると思います。全くないわけではないということをここで申し上げておきます。

そこで、お伺いいたします。まず、本村は道内、国内のほかの自治体と比較して男女平等参画、道の言葉で平等参画をこの後使いますが、進んでいるとお考えでしょうか。まず、村長の実感としてどうかということと、これに関しては第5次男女共同参画基本計画という国の計画を内閣府男女共同参画局というところが公表しております。成果目標があって、2025年度末までにどういうところで女性は何%というようなことがありますので、そういった成果目標に照らしてお答えいただければと思います。その上で、更別村で男女平等参画あるいは共同参画、女性に関する計画といったものを策定するお考えはおありでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 斎藤議員さんの男女共同参画基本計画についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問にありましたとおり、現在本村では男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画計画は策定しておりません。これは、市町村における男女共同参画計画の策定が努力義務とされている一方で、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進につきまして、その基本原則を定める女性の職業生活における活躍の推進に関する法律において、地方公共団体が定めなければならないとされている特定事業主行動計画を策定していることによるものであります。しかしながら、ご指摘のように男女の人権が尊重され、かつ社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するため、男女共同参画社会の形成に関し地方公共団体に求められる役割はますます大きくなっていくものと思います。したがって、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の目標である女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施にとどまらず、本村における男女共同参画社会を実現するため意識改革や家庭生活、職場、地域活動における男女共同参画の促進、男女が安心して暮らせる環境づくりの推進など、本村における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について検討し、男女共同参画計画の策定に向け議論を始めたいと考えております。

本村における男女共同参画が進んでいるかどうかのご質問ですが、令和2年に国が策定しました第5次男女共同参画基本計画で設定されている成果目標のうち、本村に当てはま

る比較が可能と思われる目標についてお答えをいたします。

初めに、都道府県の地方公務員採用試験から採用者に占める女性の割合について、基本計画の成果目標は令和7年度期限で40%となっておりますが、本村の令和6年4月1日採用者は1名、採用者は女性でしたので、採用者に占める女性の割合は一応100%というふうになっております。

次に、市町村職員の各役職段階に占める女性の割合につきまして、基本計画の成果目標は本町係長相当職が令和7年期限で40%となっておりますが、本村の令和7年3月現在の係長相当職に占める女性の割合は27.3%であります。同じく本町課長補佐相当職が令和7年期限で33%の成果目標となっておりますが、本村の現在7年3月現在の課長補佐相当職に占める女性の割合は16.7%です。同じく本町課長相当職が令和7年期限で22%の成果目標に対し、本村では3月現在課長相当職にいる女性職員はおりません。だから、ゼロ%です。

次に、地方公務員の男性の育児休暇取得率についてであります。基本計画の成果目標は、令和7年期限で30%となっておりますが、令和6年度中に育児休業取得の対象となった本村の男性職員は7名おります。育児休暇を取得した男性職員は1名でしたので、男性の育児休暇取得率は14.3%となっております。

次に、地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合につきましては、基本計画の成果目標は令和7年期限で40%以上60%以下となっております。令和7年3月現在で本村の非常勤特別職に占める女性の割合は24.7%となっております。

以上、主なものについて絞ってお答えしましたが、決して本村が他の自治体と比較して男女参画が進んでいるとは申せません。思っておりません。男女共同参画計画の策定に向け検討する中で、本村における男女共同参画社会の在り方について議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 斎藤さん。

○3番斎藤議員 ただいまのご答弁、男女共同参画が進んでいるとは残念ながら言えないという率直なご認識、私も同じです。

十勝では、既にほとんどの自治体が策定している男女共同参画基本計画、それに相当するものを本村でも策定することに向けて議論を始めるというご答弁、大変ありがとうございます。

さて、こういう基本計画ですが、条例として策定しているところもあります。そういうものを策定すれば男女共同参画は進むかということ、それほど簡単ではないと思います。道全体、北海道では男女共同参画基本法が施行されてすぐに、名前の上ではその一歩先を行く男女平等参画推進条例というものを制定、公布しています。それは、もう平成13年、2001年のことで、それから四半世紀を過ぎておりますが、しかし47都道府県を比較すると、行政、教育、経済の分野では北海道が全都道府県の中で男女格差が最大であるという記事が

つい先日、3月8日、国際女性デーの日の北海道新聞の1面の真ん中を飾ってしまいました。だから、計画も条例もどんなすばらしいものがあったとしても、それが自動的に状況を変えろというわけではないということになります。

私個人の話になりますが、更別の状況として感じるのは、私は移住して7年近くになります。やはり最初来たときは、男性と女性の社会的活動の場がくっきり分かれていることに非常に驚きました。そのとき私の頭に思い浮かんだのは、ある中東の国のことでした。大変豊かな産油国で、7年前まで女性が運転免許を取れなかった国があります。名前は言いませんけれども。それを思い出してしまうほどショックでした。男女の役割分担というのは、ずっと長いことなされてきたわけですが、世界では、少なくとも先進国の世界では過去のものとなりつつあります。その世界から見て日本がそういう点で進んでいない、遅れているという報道も多いのですが、その日本の中でも更別の常識というか、意識というか、習慣は日本のほかの地域から見ると驚くところがあるのではないかと思います。

それは、移住定住者の数にも影響しているのではないかというのが私の印象です。これについては、人口動態の統計を調べてみたのですが、やはりコロナの影響があつて、最近の人口動態について正確なことがはっきり言えるという状態でないので、今そういう統計数字は省略します。ただ、こういうことを申し上げると、必ず更別にも移住定住の人は来ていると。女性もたくさん来ているという、こういう反論が必ず来るのですが、それが反論として成り立っているかという、それはなかなか微妙です。というのは、更別は非常に豊かですばらしいところもたくさんあります。だから、いろんなことを総合的に判断して、やっぱり更別に住もうと、そういうようにお考えになる女性も男性も当然いらっしゃるわけです。私の印象では、これだけいいところがあるのに、何でもっと人が来ないのかと。やはり更別の社会の在り方が何割かの移住者を逃しているのではないかと。それは、来なかった人は見えませんから。そういうのが私の印象です。

それで、村長が今後こういう男女共同参画基本計画に向けて議論を始めると、大変心強いご答弁いただきましたが、ただこれを役場内、そして村内で議論するだけでは十分なのだろうか。外部の知恵を借りる、助言を受けるということが必要なのではないかと。その趣旨で2回目の質問をさせていただきたいと思います。それについて、何といっても3回しかないので、1回ごとに多少まとめてしゃべってしまいます。

再び、私の個人的な話になりますが、移住して間もない頃に、私、夢大地さらべつ推進委員会の公募委員になりました。委員会の場合だったか、その終了直後の場合だったかは覚えていませんが、毎年1月にある行政区懇談会、これ男性しか来ていないのですけれどもと村長に申し上げたら、村長は、上更別区では夫婦で皆さん、女性の方も見えられていますよとおっしゃってくださった。それを聞いた私は、非常に無邪気に、では次の懇談会までには村のほうから皆さん来てくださいというふうに呼びかけてくれるのだろうと思っていただけども、そういうことはなくて、現在に至るまで、少なくとも私の行政区では状況は同じです。行政区懇談会の出席者がいつも圧倒的に男性である。もちろん村側か

ら出席する幹部職員もほぼ全員が男性である。ということはそこに、村の半分しかいないわけですね、最初から。男女平等参画の理念からするとゆゆしき問題です。しかも、村長はそれが大きな問題だとは気づかないと。移住者に言われても、なお大問題だとは認識されなかったのだと思います。

これ、厳しい言い方すると、女性を2級村民扱いして差別していることになるわけです。でも、そういう意識がお持ちでない、意識していない、そこそが問題なのだと思います。無意識のそういったものがあちこち存在して、それが結局村全体で男女平等参画が進まない原因になっている。この場で村長だけやり玉に上げたら大変申し訳ありません。ただ、そういう無意識の、この村での常識、でも日本の外ではというところ、こういったところを何とかしないと多分絵に描いた餅になってしまうのではないかと。

先ほどのご答弁で、多分役場での職階別の割合、特に上のほうに行くほどなかなか目標値に達しない。課長22%目標だけれども、今のところ一人もいらっしやらない。これに関しては、職員の数としてそれほど少なくないのに、なかなか上に上がらないというのはいろんな要因があると思います。こういうことは、役場だけではなくて企業でも問題なので、あちこちでいろんなことを分析されていますので、あまり細かくは申し上げませんが、1つだけ例を挙げます。これは、3月6日の北海道新聞の記事にありましたが、会社に入ると、最初から女性と男性で割り当てられる仕事が変わると。能力を磨いてキャリアを積むベースになるような、スキルアップになるような仕事や業務は男性だけに与えられて、女性には単純な補助作業が与えられると。そうすると、そのことに気づいた女性が東京に転職してしまったという話が実際北海道新聞にありました。こういったことが役場であるかどうかは私は知りません。ただ、目に見えないいろんなことがあるのではないかと。そういうことを解決していかないといけないと。そうすると、どうしてもまず策定の段階からそういういろんな計画の、女性が入っていないといけない。このことは、実はずっと前から言われていたことなのです。というのは、男女共同参画社会基本法が成立した際だから、西暦で申しますと1999年です、国会を通ったのは。衆参両院でそれぞれいろんな附帯決議が採択されております。参議院総務委員会で全会一致で採択された附帯決議の一番最初には、こう書いてあるのです。政策等の立案及び決定への共同参画は、男女共同参画社会の形成に当たり不可欠のものであることに鑑み、その実態を踏まえ、国及び地方公共団体において積極的改善措置の積極的活用も図ることにより、その着実な進展を図ること。難しい文章ですけれども、積極的改善措置というのは英語のアフーマティブ・アクションの翻訳です。平たく言えば、そういう男女共同参画立案決定を男性だけでやっていると進まない。だから、この際積極的改善、簡単に言えば女性をえこひいきして昇進させてでもそこに加えさせることが必要ですよと言っているわけです。なので、こういう女性为例え昇進させるというと、逆差別だという議論がすぐ出るのですが、必要なときは最初はやむを得ないのだということで、そういう点では逆差別という議論はもう25年前に論破されているわけですね。

それで、本論に戻ります。村長が長年にわたって行政区懇談会に行かれる、男性しかそこにいないと思っても、それが何か大きな問題だと思わなかったほどに、この村では男女平等参画、共同参画は進んでいないのです。気がつかないと問題解決できませんので、それでしたら今後そういう男女共同参画、平等参画の計画を策定するために議論を始めるという点で、やはり実効性がある計画をつくるためには外部の知恵を利用する必要があるのではないかと。まず最初には、道の担当部局ですね。先ほど申し上げた環境生活部くらし安全局道民生活課でしょうし、あるいはいろんな有識者を呼ぶ、あるいは村長は外部のコンサルタントを使うことにはそれほど抵抗ないでしょうから、こういうときはコンサルタントを使ってでも、そういったこと。だから、外の視線、目、意見、そういったものを積極的にこの後の議論に取り入れたらいかがかと、こう思います。これは、2点目の質問として伺いしたいと思います。

○議 長 今随分話が膨大になりましたけれども、最後の質問が分かったと思いますので、そこでお答え願います。

○村 長 誤解していただいては困りますけれども、私は外部のコンサルが好きとかそういうことではありませんので、私は慎重にそういう形、道外の、あるいは村外の企業であつてもかなり厳しい目で見ておりますので、そのことはご理解いただきたいというふうに思います。

参画のための方法論ということで、斎藤議員さんの個人的な印象は、それはもちろん尊重したいと思いますが、行政区懇談会の在り方というのはまた違うところで論議しなければいけないので、それはなぜ女性が少ないのかとか、あるいはまた例えば出前講座があつた場合には旭区とか、女性があふれておりますし、その中で一緒に懇談会の中身も聞いてくれるのですけれども、農事組合の方とか、いろんな地区を代表する方も来られておりますので、その辺はこれについて女性が少ないことに問題意識を感じていないのかということでもありますけれども、女性の意見を聞くための行政区懇談会という、そういう意図があればいいですけれども、全体としてその地域の課題を拾い上げる、要望を聞く、ニーズを聞くということでもありますから、本来はそういう形で行われているということで、また違う機会に行政区懇談会の女性の参加の在り方についてというのは議論をしたほうがいいのかなというようなことで、あえてここでは。ただ、それについて問題意識を持っていないのかと言われると、それは斎藤議員さんの個人の印象ですので、私は決してそういうふうには受け止めておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、いろんな外部からの、もちろんそうですね。策定に向けて動き出すということは、男女共同参画ですから、もちろん双方のそういう形の方を呼んで、あるいは有識者とか、もちろん道もつくっているわけですし、斎藤議員おっしゃっていたように、ひな形があるのだというような形で、そういうような形も参考にしてもらいますし、もちろん道や振興局にはいろいろとお聞きしたいというふうに思います。幕別が2年間かかったということでもありますけれども、やっぱり今多様性の時代でジェンダーフリーとか、いろんなこ

とがありますよね。そういう社会の変化に適応した男女共同参画というのはとても大事な
ことだと思っていますし、職場の中で女性が少ないのではないかと、昇任させていないの
ではないかという意味ではなくて、やっぱりいろんな期間とか時間的な問題もあるし、配置
の問題もありますので、女性の管理職がいたときもありますから、その辺は誤解をなさら
ないようにしていただきたいですし、女性を差別したり、男性と違う仕事を与えていると
いうようなことは全くございませんので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

一番最初に言いました、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画というようなこと
で定めてありますが、村長部局、村議会事務局、村教育委員会、村農業委員会においてそ
れぞれ女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について
分析を行っております。そして、これについても結果が出て、今回も少しその中に加味し
てありますけれども、まだまだ達成の状況は少ない。こちらの計画に合わせても少ない状
況もあるということで、これを基本にして、事業主だけではなくて、いわゆる議員がおっ
しゃるとおり条例として、あるいはそういうものとしてしっかり制定をしていくというこ
とについては最初の答弁で申し上げましたとおり制定に向けて議論を交わしますので、時
間がかかるかもしれませんが、しっかりとそれについてつくっていくのは、あるの
が当然だというふうに思っていますので、策定に向けて努力をしていきたいなというよう
なことを考えております。

議論についても、先ほどおっしゃったように構成とかいろんな部分も含めていろいろと
勘案しながらしっかりやっていきたいというふうに思います。

議員さんも個人的な移住が少ないのではないかと。私は、決してそうは思っていない。
かえって女性の方が戻ってきたり、いろんなことでそこはもういろんな支援をしたりもし
ていますので、ということでやっておりますし、こちらに来られる方もたくさんおります
ので、その辺は見解の相違ということになりますけれども、ただそういう女性の方がたく
さんこちらに移住してこられるような、家族の方も含めてそういうような取組はしっかり
これからも取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上、答弁といたします。

○議 長 斎藤さん。

○3 番斎藤議員 どうもご答弁ありがとうございました。

何か印象からスタートしているという部分もあるので、基本的な認識で多少擦れ違って
いるところもあるのではないかとこの感じはいたしますが、全体としては前向きに進んで
いただけるのではないかと思います。

昨日の行政執行方針でも、男女共同参画に関連した部分、昨年とほぼ同じなのです。そ
こに書いてあるのが結婚新生活支援事業であったのです。これはもう、何か認識が私から
見るとずれている。というのは、結婚といえば男尊女卑は当然だった戦前のほうが人は結
婚していたのです。だから、男女共同参画とか結婚の数は全然無関係のことで、そうい
ったことをあそこに書いてあるというのがちょっと驚きでした。

こんな質問をしていると、もうあしたからというよりも、今日議場を出た瞬間から村中の男の人から嫌われて、女の方はきっと遠巻きに見ているという。私、何にも得がなくて、これから暮らしにくくなるだけではないかと思うのですが、しかし論語には義を見てなさざるは勇なきなりと、正しいと分かっているやらないのは意気地なしだという言葉もあります。論語は、それがまた女性差別的な言葉もたくさんあって、引用するべきではないかもしれませんが、とにかくここで今、村々の秩序の中で地位を持っている、主に中高年男性からこれから嫌われるからといって、やっぱり言わないわけにいかないだろうと。議員になって、いつまでも知らん顔をしているのはいけないだろうと思って意を決して、ちょうど国際女性デーの3月に質問させていただいております。

念のために申し上げておきたいのは、こういう基本計画を策定、施策を進めるといっても、それは一人ひとりの個人の考えを変えさせるということではないわけですね。人をつかまえて、あなたの考えは男尊女卑で間違っているとか、そんなことを言うわけにいかないわけですが、当然。では、行政は何をするのか、何ができるのかということですが、それは環境を変えることと雰囲気をつくることであるというふうに思います。こちらに来てから、これは私の印象ではなくて、ずっと長らく住んでおられる方から、周りと比べてもここは保守的なのですよということを何度も聞きました。その逆は聞いたことないので、多分事実なのでしょう。よくそれを見ていると、保守的な人が多いというよりは、考えが違う、少数だという意見が何となく発言しにくい雰囲気があると。更別ではこういう考え方するのだよねというのをみんな何となく同意している考えがあると、それと違う考えを持つ人が自己規制してしまうという雰囲気がどうもあると。これ、長い目で見ると、村の活力という点で問題ではないかと思います。

それから、世代による違いというのは結構大きいのではないかと。

○議 長 斎藤さん、本題とずれているので、男女共同参画なので……

○3番斎藤議員 共同参画において、だから何をすべきかということについて誤解があるといけないので、環境をつくるのが村の役目であるということをお説明しようとしております。

○議 長 あまりずれないようにお願いします。

○3番斎藤議員 はい。

結局、どういうことを念頭に置いて施策を、計画をつくっていただきたいかということの関連で今お話をしております。

あともう一つは、世代によつての考え方、大分違うということです。50歳より若い人は家庭科男女共修で中学校育っております。最近の学校の名簿は男女混合で、男が先ということもあります。そういった人の感覚は、もう村長や私の世代の人と大分違って当然です。だから、女性だけの問題でなく、男性も考え方が当然と思っている感覚は違うと。実は、学校が一番そういうのが進んでいて、社会はそうでもないの、社会を出たときにショックがあったりするわけですね。そういったことを考えると、更別村も実は保守的とい

いながら見えないところで少しずつ変わっている。だから、やはり女性の問題に限らず、そして女性に限らず、新しい意見、自分の意見が少数でも言える雰囲気をつくると、そういった環境をつくるということをぜひ計画策定においては考えていただきたい。

これに関して、内閣府の目標にも上がっている農業委員会もあります。一昨年の6月に農業委員会の委員の任命があったときに、12名の候補者が全員男性であることについて、私この場で質問させていただきました。それで、その後農業委員会に行ってお相談したり、農業委員会ではなくて、ここにある農業委員会事務局ですね。ところが、そうすると更別はこうなので、余計なことはしなくていいと私に助言してくださる方が出てきたりする。そういうことは、当然ある程度予期していたので。でも、幸いなことに農業委員会の斗澤委員長は、先日の村づくり懇談会で女性が農業委員になったときどういうことが業務上問題が起こり得るかということを検討しているというふうなお話をされました。今の農業委員会が次の農業委員を決めるわけではありませんけれども、女性が農業委員となったときに業務に支障が出ないような環境を整えようとしているわけです。そういった環境を整えるということが非常に大事だと思います。

それで、最後に1つだけ、せっかく3回目ご質問したいと思います。村長は、いろんなところで女性の意見も聞いていると。だから、行政区懇談会が男性だけだからといっても、それが直ちに問題ではないとおっしゃるけれども、確かに今の現状では男性もいるところで女性の方が発言しにくいということも、そう感じられる方が現におられるということもあると思います。そうすると、女性の集まりでお話を聞くということが当然大事になってきますけれども、しかしやっぱり理想的には別々に聞いているからいいというわけではないと。別々で、だから平等だというのは、それも何十年も前にアメリカの公民権運動で否定されている考え方ですから、そうではなくて、やはり行政区懇談会として一般的にやる以上は若い人も、多分中学生ぐらいになったらもう分かると思います。女性も男性もみんな来てもらうというのは原則だと思います。だから、村のほうで呼びかけるお考えはないのでしょうか。つまり世帯主だけでなく、家のいろんな都合とか受験生とかいろいろありますけれども、来れる人はぜひ皆さんお越しくださいというふうに村のほうで呼びかけて、それもただ防災無線や広報で言ってもなかなか今まで来なかった方はいらっしゃらないので、区長会議などでも念押しして、なんだったら出席数を集計して翌年の区長会議でフィードバックするというようなことをして、最初は多分そういうふうにしても若い人とか女性とかなかなか発言はされなくて聞いているだけだと思うけれども、でもそういった村が公式にそれぞれの行政区で説明をしてみんなに意見を聞く、という場に参加するということは男女共同参画の第一歩として大きいのではないかと思いますので、ぜひ次回から、もちろんいろいろなチャンネルで意見を集める、聞くということは大事ですけども、やはり行政区懇談会は全村民を対象とするものであるべきですので、そういうふうにするお考えはないのでしょうか。

これを最後の質問にしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 斎藤議員さんのお話ですけれども、一部飛躍しているところもあるので、私としてもなかなか答えづらいところもあります、正直なところ。

それで、結婚支援金の、質問の趣旨にはなかったのですけれども、これについては誤解がないように、それだけで議論はできるのですけれども、結婚したい男女はやっぱり経済的な負担が大きいわけです。それについて、何とか支援ができないかという趣旨でしておりますので、旧態依然の結婚のところで男尊女卑とか、そういう形は全く当てはまりませんので、誤解のないようによろしくお願いいたします。

それと、行政区懇談会は行政区懇談会であります。それぞれの行政区が抱えている問題、課題をいろいろと出していただいて、それを政策に出すということで、お聞きした内容について即答した部分もありますけれども、持って帰っている部分で各課が検討して返答を今ホームページで載せております。たくさんの要望がありますし、その中で女性の課題とかそういうのもあったとは思いますが、いろんな地域的な課題を解決するための行政区懇談会ですから、例えば女性の方に集まってもらったり、奥さんたちに集まってもらったり、若い女性の方に集まってもらっているというのは、やっぱり別の会をつくって、その中でやっていかないと、行政区懇談会、こちらが行政の執行方針とか今年度の年度計画について説明しているわけですが、その中で全部の意見をその場所で集約するというになれば、一つの地域に、それは2時間とか3時間になるところもありますけれども、それだけでは済まないと思います。それは、やっぱり意味合いが違うのであって、そういう女性の方の意見を集約するというのは違う場とかそういう、例えば教育を考える会にもたくさん来ていらっしゃいますし、村長はそれが問題意識持っていないとか、ほかのところに行っているからいいのだと、そういうことではありません。実際に私はいろんなところに行って、お年寄りからいろんな方の話も聞いています。だから、高校入学時の支援策出しましたよね、年度途中で。高校の入学に一番お金がかかるのだと。それは、たくさんの主婦の方に聞いたのです。そこに村長は支援をしていないと。出産祝金から入学祝金までやっているけれども、そこ抜けているよね。分かりましたと。直ちにそれを政策にしますというような形で持っていきますので、そういうお母さんたちの意見、あるいは若い女性の意見とか、しっかり私はいろんなところへ行って、やっぱり足で稼がないといけませんので、いろんな場所、いろんなところに出て行って、意見を集約して聞いてくる。それが全部行政区懇談会に集約して、その中に女性が入っていなければ女性の声は聞けないというのは、これは当てはまらないというふうに思いますので、その辺誤解ないように、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

ともあれ、女性参画の共同計画についてはしっかり作成について歩みを開始しなければなりません。ただ、おっしゃるように、計画ができたから、それで解決するということは、一般行政報告でも年次計画の改定時期で話をしましたよね。計画つくことに丁寧に時間かけましたけれども、でも問題はその計画をいかに実行していくかということにあります

ね。その辺の観点は、私はしっかり持っていかなければいけないというふうに思いますので、更別村の男女共同参画がどんどん、どんどん進んでいくように、私としても力を尽くしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長 もう終わりですよ。

○3 番 斎藤議員 議論かみ合わないところがあって、3 回という制限が大変残念ですが、3 回しゃべってしまいましたので、これで終わります。ありがとうございました。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎休会の議決

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、3 月13日から3 月16日までの4 日間休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、3 月13日から3 月16日までの4 日間休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 2 時 4 0 分散会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 3 月 1 2 日

更別村議会議長

同 議員

同 議員